

『はじめての年金』令和3年度版 お詫びと訂正

下記箇所に修正がありました。お詫びして、訂正致します。

	12 頁下段「年金請求に必要なもの」の注書き
誤	*個人番号を記入の場合、住民票、所得証明書、雇用保険被保険者証を省略することができます。
正	*個人番号を記入の場合、住民票、所得証明書を省略することができます。